

物価高騰対策設備支援補助金 よくある質問【申請手続き・補助対象者・採択等】

No	質問	回答
1	申請対象となる補助事業はどのようなものか。	<p>省エネルギー化・省コスト化（コスト削減）・生産プロセスの改善、のいずれかの要件を満たす（※）設備投資等を行い、自社の生産性向上を図る事業計画が対象となります。なお、採択審査において、申請された事業計画の内容を審査し評価が高いものから採択という事になりますので、要件を満たしていても応募多数の場合には不採択になる場合があります。</p> <p>※複数の要件を満たす設備投資等も可</p>
2	採択審査はどのように実施されるのか。	<p>外部有識者等によって、応募申請された事業計画の内容等を審査の上、採択する事業を決定します。具体的な審査項目は公募要領の審査の観点を参照してください。</p>
3	事業所の新築移転を予定しており、申請時において事業設置場所が確定していない場合、申請することは可能か。	<p>可能ですが、公募要領に記載のとおり、設置場所の整備工事や基礎工事は補助対象外になります。また、事業期間内で事業を完了する必要がありますので、採択審査会においては事業の実現性の観点でも確認をさせていただきます。</p> <p>そのため、新築、移転が確実だと認められる土地の所有権や賃借権および工務店等への発注書等のエビデンスを確認させていただきます。</p>
4	本年中に創業を予定していますが補助金の申請ができますか。	<p>申請時点で公募要領に記載されている補助対象者（※）に該当する必要があります。</p> <p>※「愛媛県内に本社及び本店を置く県内中小企業者等」になります。詳細は公募要領をご確認ください。</p>
5	補助金申請と並行して設備投資に関する手配をしても大丈夫でしょうか。	<p>補助金交付決定通知書の受領後でなければ、補助事業に着手することはできません（発注・契約・納品・支出行為等）。ただし、代理店等に対する仮予約、在庫確認等は可能です。</p>

物価高騰対策設備支援補助金 よくある質問【申請手続き・補助対象者・採択等】

No	質問	回答
6	国のものづくり補助金に応募していますが申請は可能ですか。	本補助金事業において、補助金の交付を受けようとする事業計画及び経費が、国及び県が実施する他の補助事業等と重複する事業は補助対象となりません。仮に同一案件で採択された場合は、どちらかを辞退する必要があります。
7	採択は先着順ですか。	申請内容について書面審査を行い、採択案件を決定しますので、先着順といった取り扱いにはなりません。ただし、締切間近ではなく、余裕をもった申請をお願いします。
8	申請書および申請書類のデータを保存した電子媒体（CD-R等）は返却してもらえますか。	ご提出いただいた申請書および電子媒体（CD-R等）はお返しできませんので、ご了承ください。ただし応募締切を経過して到着し、受付をしなかったものについては、お返しする予定です。
9	補助対象となる中小企業者の要件は、公募要領に示されている資本金、従業員数ともに下回っている必要がありますか。	「資本金」または「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たしていれば問題ありません。
10	愛媛県外に本店はあるが、県内の事業所等で取り組む事業は対象になりますか。	<p>県内に本社及び本店を置いていることが必要です。</p> <p>本社、本店の定義は以下のとおりとします。</p> <p>「本店」とは登記簿に所在地と登記されている場所のこと。</p> <p>「本社」とは登記簿に関係なく、その会社の「重要な拠点」を一般的に称しているもの。</p> <p>※重要な拠点例：工場、営業所、研究所など</p>

物価高騰対策設備支援補助金 よくある質問【申請手続き・補助対象者・採択等】

No	質問	回答
11	<p>交付申請書（様式4）の「5. 収入金に関する事項」において、どういう場合に「（1）補助事業に関して生ずる収入金あり」になるのでしょうか。</p>	<p>補助事業実施期間中に同事業の取組みにより収入が生じ、かつその収入が経費を上回る見込みがある場合に「（1）補助事業に関して生ずる収入金あり」となります。</p>
12	<p>「県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明」はどのような手続きで発行してもらえるのでしょうか。</p>	<p>県税の納税証明書は、各地方局（支局）で交付を受けることができます。必要書類などをご用意の上、管轄する地方局（支局）へご請求ください。</p> <p>県地方局で発行する納税証明書のうち、「2.その他の証明」の中の「県税等の未納がないことの証明」になります。下記の愛媛県ホームページ「納税証明書について」を参照して下さい。</p> <p>https://www.pref.ehime.jp/h10500/nouzeisyoumei/nouzeisyoumei.html</p>
13	<p>愛媛県税納税証明書交付請求書の使用目的欄や証明事項欄はどう書けばいいですか。</p>	<p>「証明書の使用目的」欄には「<input type="checkbox"/>その他」にチェックを入れ、その後のかっこ内に「物価高騰対策設備投資支援補助金申請」と記入して下さい。</p> <p>「証明事項(請求する証明書)」欄は「2. その他の証明」の「<input type="checkbox"/>県税等の未納がないことの証明」にチェックして下さい。</p>
14	<p>県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明は、いつ時点のものが必要ですか。</p>	<p>申請日の概ね1か月以内の日付の証明書を提出して下さい。</p>
15	<p>様式2に記載する法人番号はどの番号を記入すればいいですか。</p>	<p>国税庁のホームページから検索できますので、ご確認ください。</p> <p>https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</p>
16	<p>様式3の事業計画のページ数の上限は？</p>	<p>上限は8枚を目安としております。</p>

物価高騰対策設備支援補助金 よくある質問【申請手続き・補助対象者・採択等】

No	質問	回答
17	補助金説明会の開催予定はないか。	<p>2月21日に開催しました。説明会資料を公開しておりますのでご確認ください。 http://www.bp-ehime.or.jp/rp/img/file37.pdf なお、3月9日にも開催を予定しておりますので、愛媛県中小企業団体中央会のHPをご確認ください。（説明内容は2月21日に開催したものと同一内容になります。）</p>